

令和 8 年度環境配慮契約法基本方針検討会 電力専門委員会（第 1 回）議事録

出席委員：岩船委員、小川委員、斎藤委員、藤野委員、松村委員（座長）、松本委員、
横川委員、米山委員（五十音順）

1. 日 時 令和 8 年 5 月 29 日（金）9 時 00 分～10 時 30 分

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル 12 階会議室及び Web 会議

事務局： 本日はお忙しいところ、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和 8 年度第 1 回環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会を開催いたします。本日の専門委員会につきましては、実際の会議室と Web 会議のハイブリッド方式で行います。Web 会議における具体的なご発言の方法などについては、後ほどご説明いたします。また、本専門委員会は環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の規定により、原則公開となっており、動画チャンネルで Web 会議の内容を配信しております。それでは、会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課長、平尾よりご挨拶申し上げます。

環境省（平尾課長）： 環境経済課長の平尾と申します。お忙しい中、今年度の第 1 回目の環境配慮契約基本方針検討会電力専門委員会にご参加いただき誠にありがとうございます。昨年度この場で様々ご議論賜りまして、本当にありがとうございました。総合評価落札方式導入に向けたご議論をいただいて、3 月に無事閣議決定をいたしました。閣議決定の過程で様々な方に説明しましたが、大きな期待というのを感じたところでございます。昨年度から引き続いてご参加いただいている委員の皆様、様々なご指導をいただいております。この方式に従った契約に係る政府内の調整も終わりましたので、今年度、実施に移っているということで、各省庁を始め自治体の調達担当者に向けて周知を図っていくということを今やっております、そのまだ途中という状況でございます。基本方針、解説資料もありますし、契約書類、計算ツールなどいろいろなことを用意しておりますけれども、今日はご報告がメインになろうかと思っております。親検討会は 7 月を予定しております、それに先立ってということにもなりますが、議論の状況を報告させていただきます。本日も忌憚なきご意見をいただければ幸いです。

事務局： （Web 会議システム説明：省略）

事務局： （委員紹介：省略）

事務局： それでは、以降の進行は松村座長にお願いしたいと存じます。

松村座長： それでは、議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定、資料の確認をお願い

いたします。

◇本日の議事予定

事務局： 本日の会議は、10 時 30 分までの 1 時間半を予定しております。

◇配付資料の確認

事務局： 資料につきましては、5 月 27 日に事前に送付をしております。

配 付 資 料

- 資料 1 令和 8 年度環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会委員名簿
- 資料 2 電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の導入について
- 資料 3 令和 8 年度の検討事項及びスケジュール（案）
- 参考資料 1 環境配慮契約法基本方針（2026 年 3 月）
- 参考資料 2 環境配慮契約法基本方針 関連資料（抜粋）—電気の供給を受ける契約—
（2026 年 3 月）
- 参考資料 3 契約書類のひな型（電気の供給を受ける契約）

3. 議 題

松村座長： それでは議事に入らせていただきます。本日は議事次第にあるとおり、（１）基本方針の改定について、（２）その他となっており、主に昨年度末に改定された基本方針の改定内容について報告いただくことになっています。それでは、事務局より資料 2 の説明をお願いいたします。

（１）基本方針の改定（電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の導入について）

環境省： 資料 2 説明（省略）

松村座長： 昨年度、本委員会で議論してきた電力の総合評価落札方式についてご報告がございました。ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見をいただきます。米山委員、お願いいたします。

米山委員： ご説明いただきありがとうございます。昨年度、いろいろ皆さんでここで検討された結果がすごく丁寧にまとめられていて、基本方針の方にもきちんと反映されたということについては、納得いたしました。実際に資料を拝見しまして、資料 2 でご紹介いただいた内容も、ホームページでも関連資料が一括して見られるようになっていました。私としては、実際に中央省庁の地方窓口の担当者の方が、いざ自分で総合評価落札方式の事務を担当するとなったときにどうするのだろうという視点で見えておりました。そういう意味で、必要な情報が一つにちゃんとまとまっているというのは当たり前のことの

ようできて、よくできているなと思いました。そんな中で、一つだけ、あら探しというわけではないのですが、契約類型ごとの参考資料のページの中に、電気関係の資料が並んでいて、「仕様書における再生可能エネルギーの要件について」という説明の中に「基本方針関連資料は『02 電気の供給を受ける契約』にも記載しています」という記述があります。その「電気の供給を受ける契約」という部分のリンクが切れているようでしたので、ご確認ください。あわせて、感想のような話で恐縮ですが、添付資料の中で、先ほどもご説明がありました Excel の計算ツールの配布など、実際私は使っていないので分からない部分もありますが、よくここまできっちり作り込まれているなという印象を持ちました。非常に良い成果ではないかと思えますし、実際に説明を受けた地方の担当者の方々が、これを活用して環境配慮契約の総合評価落札方式に取り組んでいただければいいなと感じました。以上です。

松村座長： ありがとうございます。ホームページもご確認ください、ありがとうございます。事務局にて後ほど確認の上、リンクが切れているようであれば修正をお願いしたい。それでは、ほかにご意見・ご質問はございますでしょうか。横川委員、お願いいたします。

横川委員： 電事連の横川でございます。ご説明ありがとうございます。本総合評価落札方式の主旨が、実際に入札を実施される方々に十分理解された上で、それぞれが創意工夫を凝らしつつ、環境省事務局の考え方をベースにしながら、各々の特性に合った入札が総合評価落札方式の中でできればよいと思っております。そのためには、やはり周知が重要となります。6 月にも全国説明会を開催されるとのことですが、説明会 1 回のみで周知するというのも難しいと思います。また、実際に実務として行う段階になって初めて、詳細を確認するケースも想定されますので、問い合わせ窓口を常にオープンにさせていただくなど、きめ細かなフォローをしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

松村座長： ありがとうございます。ご要望をいただいたのだと思います。事務局からのリプライは、今、ほかにも 3 人の方が手を挙げておられますので、その発言が終わった後にまとめてお願いいたします。それでは、小川委員、お願いいたします。

小川委員： ご説明ありがとうございます。私の方で確認したいと思いましたが、スライド 3 のしきい値のところですが、先ほどのご説明の中で、秋口になると契約の検討が始まるというようなお話があったかと思えます。まず確認したいのですが、その契約というのは、2027 年度に行う環境配慮契約法に基づく契約について、2026 年度の秋口になるともう始まるという意味なのかどうかということです。その上で、スライド 3 では、0.435 という値に対して事業者全体の排出係数の評価値案という形で総合評価落札方式を考えたことになっていると思います。ただ、27 年度の契約については、資料の下段で「26 年度に評価値を決定」と記載されています。これまでも総合評価落札方式の評価値について昨年度から議論してきたと思いますが、この 0.435 を採用することについて、例えば親委員会等も含めて既に了承されたものなのか、それとも、これからこの委員会

でも議論し、親委員会の承認を得て決めようとしている段階なのか、その点が少しはつきり分らなかったものですから、ご説明いただきたいと思います。なぜその点をお聞きするかというと、総合評価落札方式については、27年度から裾切り方式に代わって全面的に導入していくということで、後のスケジュールの説明にもあったと思いますが、26年度は移行期として、裾切り方式と併せて、積極的に取り組みたいところには総合評価落札方式を試行的に導入してもらおうという位置付けになっていると思います。ただ、この0.435という数字が正式に決まったものなのかどうかによって、総合評価落札方式の先行導入をうまく実施できるのかどうかという点に少し疑問を感じておりますので、まずはそこをはっきりさせていただきたいというのが一つ目です。また、26年度に先行導入を行う場合、0.435を用いる一方で、裾切り方式については0.520で実施されることになるため、二つのしきい値、あるいは評価値の間に食い違いが生じることになります。この点についてどのように考えておられるのかについても、ご説明いただきたいと思います。さらに、27年度以降、総合評価落札方式へ移行した後の評価値の見直しについても確認したいと思います。これまでのしきい値と同様に2年に1回見直していくことを考えておられるのか、それとも総合評価落札方式へ移行した後は毎年見直すことを考えておられるのか、その点についても確認したいと思います。まずは以上の点について、ご説明をお願いいたします。

松村座長：まずは、というのは、この回答を聞いた後で、さらに質問があるということでしょうか。

小川委員：いえ、そのことに関連してお聞きしたいことは全てお話ししましたので、まとめてご回答いただければと思います。また別件で質問したいことがありましたら、その際に改めて発言させていただきます。ありがとうございます。

松村座長：すみません。先ほど申し上げたことと少し変わってしまい申し訳ないのですが、質問が複数出てきましたので、事務局からまずご回答いただけないでしょうか。

環境省：ありがとうございます。すみません、資料の書き方が分かりにくかったかもしれません。まず数字の方ですが、これまでも十分に議論してきておりますし、事業者全体又はメニュー別排出係数による総合評価でいくということで整理しておりますので、そこがまだ決まっていないというわけではございません。一方で、裾切り方式からすぐに転換いただけるかどうかという点については、基本方針自体は既に考え方を变えておりまして、環境配慮契約は総合評価落札方式で実施するという位置付けになっています。したがって、基本的にはこれでやっていただくということなんですけれども、実際にすぐ皆さんが対応できるかというところについては、少しためらいもあるのではないかと考えております。我々としては、できるだけ早く皆さんにやっていただきたいという思いですが、現実問題として(裾切り方式で実施する機関が)残るかなというところもありますので、資料ではそういった移行のイメージをお示ししているということになります。このため、現実問題としては裾切り方式が一定期間残るかなということを申し上げているだけで

して、基本方針上は、環境配慮契約とは総合評価落札方式であるという考え方に既に変わっています。それから、「秋口」と申し上げたのは、電気の契約については来年度契約の手続がそのくらいの時期から始まることが多いということをご説明したものです。早ければ秋頃には翌年度契約の入札手続が始まると聞いておりますので、それまでに十分に合うよう、しっかり周知していきたいということでございます。

小川委員：今の点について確認したいのですが、秋口になると 27 年度の契約に向けた手続が始まり、27 年度の契約については総合評価落札方式に移行するということが既に明確になっているのであれば、全てそれで行われるということだと思います。そうすると、26 年度に裾切り方式と総合評価落札方式を先行導入という形で共存させるような説明が書かれている部分について、現実にもそうした運用ができるのか、できないのか、そこがはっきりしないためお聞きしています。

環境省：昨年度に契約した部分は裾切り方式のままとなっています。また、今年度、これから導入する分については、総合評価落札方式で実施していただきたいと考えていますが、準備が間に合わないというケースもあるかと思えます。そのため、そのよう場合については裾切り方式が残ることもあり得ると考えています。申し訳ありません。

小川委員：そのときに裾切り方式はしきい値が 0.520 で取り扱われる一方で、総合評価落札方式を導入しようとする 0.435 を前提に実施することになり、そのようなずれが生じるという前提で考えているということですね。

環境省：そのとおりです。

小川委員：分かりました。そこはそういうことで理解いたしました。

松村座長：小川委員、まだ他にも質問があると先ほどおっしゃっていたのですが、もしございましたら一緒にお願いたします。

小川委員：併せて、ほかの点についてお聞きしようと思っていたのですが、スライド 6 の総合評価落札方式についてです。加算点の 8 番目の項目では卒 FIT の例が挙げられていますが、それ以外にも地域の地産地消電力メニューの購入など、複数の例が挙げられています。そういった意味では、例えば三つほど挙がっている項目を組み合わせ一つに整理し、その中で取り扱うという考え方なのか、それとも複数の項目を別々に設定して取り扱うこともできるという考え方なのか、その点を確認したいと思います。また、次の任意の項目についても、いろいろな考え方があり得ると思いますが、こちらについてもどのような取り扱いを想定しているのかお聞きしたいと思います。さらに、もしそのように複数の項目を取り扱うことを考えているのであれば、その後で説明された Excel シートについては、該当箇所を入力・設定する欄が一つしかないように見受けられました。その点についても、複数の設定ができるような仕組みを用意する必要があるのではないかと

感じましたので、確認させていただきたいと思います。以上が、先ほど残っていたもう一つの質問です。

松村座長：これで質問、コメントは終わりということでよろしいですね。

小川委員：はい。

松村座長：ありがとうございます。それでは、事務局から回答をお願いいたします。

環境省：ありがとうございます。基本的に複数取り扱ってもよいとは思っております。ただし、事務局の想定では、評価項目一つにつき一つの評価することを考えていたため、Excel シートについても一つの項目を設定する形としております。複数設定したい場合については、必ずしも Excel シートを使わなければいけないというものではなく、あくまで便利なシートとして用意しているものですので、これを使わなければならないというわけではありません。そのため、複数設定したい調達者に関しては、ご自身で複数の項目を入れて計算していただくということになると思っております。

小川委員：わかりました。ありがとうございます。

松村座長：ありがとうございます。それではお待たせしました。藤野委員お願いいたします。

藤野委員：どうもありがとうございます。全体としては、とても良い方向かと思っております。その上で、運用の点について、いくつか指摘できたらと思っております。実際に運用しようとする、調達担当者や応札者が迷わないようにしていくことが重要だと思っております。メニュー別排出係数で標準点を満たすということについても、どのような環境価値や電源属性をどのように確認するのか、その資料や証拠をどう提出するのかといった点があります。また、調達担当者についても、詳しい方もいれば全く詳しくない方もおられ、そうした方が実際に担当して評価しなければならないケースも現場ではあると思っております。そういったところについて、一つ一つしっかりと具体的な FAQ や解説資料を作っていくことが重要ではないかと思っております。標準の部分もそうですし、追加性の部分についてもしっかりと対応していく必要があるのではないかと思います。ひな型や計算ツールも用意されていて、とても良いと思うのですが、それをどういうふうに使えばよいのかという点についても、かなり丁寧に示してあげないといけないのではないかと思います。そうしないと、非常に簡単な使い方しかされないかもしれません。また、再エネの調達を増やしてほしいという考え方はあるのですが、その再エネが本当に地域と共生しているものなのか、地域にきちんとお金が入っているのか、地域の事業者が関わっているのかといった点も重要だと思っております。さらに、地域の自然資源とのバランスや、いわゆるメガソーラーの問題などもありますので、そういった点にきちんと配慮されているかということも大事だと思っております。ただ、それを実務の中で「そうである」「そうでない」と誰がどのように判断するのかということ、担当者はケースごとに悩むことになると思

ます。そういった現場の困り事を、今回のプロセスの中で事務局としてどのように把握し、それをどう発信していくのかということについても考えていただければと思います。今すぐ回答を求めるものではありませんが、この制度の完成度を継続的に高めていくという観点でご検討いただきたいと思います。国の環境配慮契約の流れは、地域も必ず見ていると思いますので、都道府県や市町村が調達を行う際の参考になるよう、かなり意識して進めていただくことが重要ではないかと思います。制度が変わっただけで、実際には良い再エネがあまり導入されないということになると、手間と時間ばかりかかってしまいますので、その点も含めて、プロセスや運用の部分についてぜひご配慮いただけたらと思います。以上です。

松村座長：ありがとうございます。ご要望をいただいたものと受け止めました。申し訳ありませんが、ほかの委員の方々の発言の後で、まとめてリプライしてください。それでは、斎藤委員、お願いいたします。

斎藤委員：ご説明いただきまして、ありがとうございます。昨年までの議論の内容を明確に整理いただいたものと理解しております。私からは、17 ページに記載いただいている仕様書のひな型の見直しについて発言させていただきます。今回の見直しにおいて、市場連動メニューや独自の燃料費調整といった内容での提案も可能になるという点については、調達者側の選択肢も広がりますし、小売電気事業者としても提案の幅が広がるという意味で大きなメリットがあると考えております。一方で、このような様々な諸元に基づく料金プランが提案されることになると、電気料金として単純に比較することは難しくなってくると思われます。そのため、調達者側において、提案された多様な料金プランの内容をしっかりと理解し、比較することがより重要になると思われます。小売電気事業者としては、このような様々な料金プランを相対契約で一般の需要家に提案する際、例えば市場連動メニューの提案であれば、将来の市場価格の見通し等もお示しすることで、他の料金体系との比較がしやすくなるような工夫もしております。今後、この新たな仕様書のひな型をより実効性のあるものにするためにも、調達者の方の理解促進は不可欠であると考えております。複数の提案を比較し、合理的な判断ができるような仕組みやサポートといった点についても、検討する必要があるのではないかと考えております。もし現時点でそういった点についてご見解があれば、お聞かせいただければと思います。以上になります。

松村座長：ありがとうございます。質問もあったかと思いますが、ほかの方のコメントをお聞きした後で、まとめてお願いいたします。それでは、岩船委員、お願いいたします。

岩船委員：取りまとめありがとうございます。基本的に全体の内容としては、取りまとめということで納得しております。ただ、内容を見てみますと、様々な標準点や加算点に加え、メニュー別評価や追加性、地域性など、とにかく多くの要素が入っており、私としても実務上かなり複雑な制度になるというふうに受け止めております。これから導入していくわけですが、制度の精緻さだけではなく、実際に調達者と小売事業者がし

っかり運用できるかということを重視すべきではないかと思います。そのため、今後当然実施されるとは思いますが、応札者数や不落の状況、あるいは1社応札数や価格といったものをきちんとモニタリングし、必要に応じて簡素化や見直しといったことも行えるような体制を整えていくことが重要かと思いました。もう1点申し上げたいと思います。17ページのところですが、今回、市場連動料金を含めたものについても整理していただいております。昨年の会議でも何度か発言しましたが、今回は主に応札者の確保や料金体系の多様化という文脈で整理していただいたのだと思います。ただ、何度か申し上げているように、私は市場連動料金を選択し、何らかのDR（ディマンド・レスポンス）、需要調整を行うということには、将来の価格に応じて需要家の行動変容を促すという政策的な意義もあると思っております。そのため、パブリックという立場からは、このような料金メニューを選択し、それに合わせて電気事業の運用などを行う事業者については、積極的に評価されるべきではないかと思っております。DRという要素は今回も一つ盛り込まれていたと思いますが、市場連動料金を選ぶこと自体にも価値があるという点について、将来的にはもう少し訴求していただきたいと思います。今後は、応札者の確保だけでなく、このような料金メニューを選択すること自体が、DRや需要側の柔軟性の活用を広げる調達手段であるという位置付けについても、ぜひご検討いただければと思います。以上です。

松村座長： ありがとうございます。それでは、続いて松本委員お願いいたします。

松本委員： ご説明ありがとうございました。12ページから16ページあたりについて、少し質問させてください。一つは、総合評価落札方式が導入された後も、それ以外の契約方式については、場合によっては認められる、例えば再エネ100%の契約は認められるというご説明だったかと思いますが、この「認める」「認めない」という判断を、誰がどのように行うのかということをお教えいただきたいと思います。また、それに関連して、その後の説明でもありましたが、現在問題となっているような大規模太陽光発電であったり、法令違反が指摘されている施設であったり、そういったものからの調達は避けることとされております。その点についても、どのような基準で、誰が判断することを想定されているのかについて教えていただければと思います。以上です。

松村座長： ありがとうございます。小川委員、もう一度ということですね。発言お願いいたします。

小川委員： ありがとうございます。先ほどスライド3に関連してお聞きしていた内容で、まだもう一つお答えいただけていない点がありましたので、それで再度発言をお願いした次第です。要するに、裾切りのときは2年に1回、評価値というか、しきい値を見直してきているわけですが、総合評価落札方式になった場合は毎年変えていくような形を考えておられるのか、それともこれまでと同じように2年に1回評価値を見直していくことを考えておられるのか、その点についてまだお答えいただけていなかったなので、お聞きしたいと思います。なぜその点をお聞きするかというと、スライド3のところ、

これまでは 2030 年度をターゲットにして、0.250 と 0.310 という $\sigma/2$ で考えた数値を想定して進めてきているわけですが、今のスライドでは 0.310 を 2031 年度契約のしきい値という形で示されています。ただ、2 年に 1 回変更していくという考え方によると、2030 年度のところが 0.310 になっていますので、2031 年度を対象にするのであれば、もう少し低い値を設定して、2030 年度の段階でそこまで踏み込んだ値を決めて、2031 年度から採用するという仕組みで動かしていく必要があるのではないかと思います。何を言いたいかというと、これまでは 2030 年度を最終ターゲットにして進めてきたので、こういう絵でやってきていると思うのですが、そろそろ 2030 年度以降、2035 年度、2040 年度に向けてどうしていくのかということを考える必要が出てきているのではないかと思います。そういったことも踏まえて、今後の評価値なりしきい値の決め方について、どういう形で描いていくのかをそろそろ検討していく必要があるのではないかと思います。まして、ぜひお願いしたいということで発言させていただきました。以上です。

松村座長：最後の点は、今後の検討の仕方についての要望と受け止めました。質問が多くなってしまって申し訳ないのですが、事務局の方で回答をお願いします。

環境省：ありがとうございます。まとめたの回答となり大変恐縮ですが、非常にありがたいご指摘をいただいていると思っておりますので、ぜひ対応していきたいと思っております。皆さんが納得してやっていただけるようにということと、実務として回るようにということについてのご指摘が多かったと思っておりますが、我々も全く同じ思いですので、そこはしっかりやっていきたいと思っております。また、分かりやすくということと、相談しやすいということについてもご指摘がございました。これからご説明しますが、問合せの窓口がありますので、ご案内したいと思いますし、1 回聞いて終わりということには多分ならないと思っておりますので、ご指摘のとおり、気軽に相談できるような形に実態上もそのようにしていきたいと思っております。それから、リンク切れの件は調べさせていただきます。大変申し訳ございません。運用のところについても、実際にやってみてうまくいくかどうかという点は確かにあると思っております。特に再エネの地域共生のところについては、いろいろな制約を設けたり、是正要求ができるようにしたりといったことを既にひな型には入れておりますが、実際の入札等でどういう状況になるのかということは見えていかなければならないと思っております。別途ご指摘もありましたが、応札者がたくさんいるのか、一者応札なのか、不落になるのか、そういったことも含めて、不落になった場合にはどういったところが影響しているのかということもしっかり見ていきたいと思っておりますので、その点も含めてフォローしていきたいと思っております。最後にご指摘いただいた今後の数値の話ですが、0.435 と 0.342 についてはこれまで議論してきておりますが、その先の話は今後の議論になりますので、この場で議論していくことになろうかと思います。資料では 30 年度までの数値しか示しておりませんので、その後どうするかというのは大きな議論になると思いますけれども、近々、1 年でやるのか、2 年でやるのか、提案も含めて、本日というより今後この場で議論することになると思っております。また、誰がどう判断するのかという点についてですが、基本的には契約者の方に確認しながら進めておりますので、ご自身で申告いただい

た内容について、我々の方で集計し、相談しながら確認していくことを考えています。実効性をどう担保していくかという点や、総合評価の観点でどう進めていくかという点については、やりながら考えていく部分もあると思いますが、実例を積み重ねていくことが重要だと思っております。できれば早い段階で総合評価落札方式を実施いただいた方々に、良かった点や悪かった点をご報告いただけるような形でフォロー体制を整えていきたいと考えております。

環境省：小川委員からご質問のあった、しきい値を毎年変えるのかという点ですが、現時点では、これまでどおり2年に1回見直していく方向で考えております。そのため、変更するとすれば2年後となりますので、その際にしきい値の引き下げについて改めて検討させていただければと考えております。

松村座長：ありがとうございました。ただいま事務局から回答いただきましたが、この回答を聞いた上で、なお追加で発言があればお願いいたします。岩船委員、お願いいたします。

岩船委員：私が発言した内容はもちろん質問形式ではなかったのですが、市場連動料金についてのポジティブな評価ということについて、将来的な検討事項としてご検討いただきたいという主旨でしたので、その点だけ環境省さんからコメントをいただければと思いました。もちろん、ボラティリティがあることは承知しておりますが、その点も含めてよろしくをお願いいたします。

環境省：回答しているつもりだったのですが、明確でなくて申し訳ございませんでした。その点についても大事な要素だと思っております。実際の運用をフォローしていく中で、どういう点がうまくいったのか、また、どういう効果があったのかということについては、しっかりお示しできるのではないかと考えております。また、それがどういう行動につながるのか、料金面でのメリットもあるでしょうし、あるいは昼間の安価な再エネを十分に活用するといったことや、ダイヤモンド・リスponsなど、ご指摘のとおり政策的な意義も高いのではないかと考えております。そのため、そういった点も含めた事例をしっかりと収集していきたいと考えております。すみません。回答が明確でなく、大変申し訳ございませんでした。

岩船委員：ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

松村座長：私が追加で発言するのも何なんですけれども、今ご指摘になったとおり、ダイヤモンドサイドリスponsは、パブリックセクターでも当然率先してやっていくべきものだと思います。その上で、典型的な国の機関や独立行政法人においても、このようなやり方がありますよということを積極的に知らせていくことも十分あり得ると思います。この委員会場で扱う話ではないのかもしれませんが、そのようなことについてもご検討いただくと、あるいは既に取り組まれているのであればご紹介いただくとといったことを、将来的にご検討いただければと思います。それでは、次の議題に移らせていただきます。追

加の発言もよろしいですね。

（２）検討スケジュールについて

松村座長： それでは次の議題に参ります。本年度の検討スケジュール案として事務局から資料３の説明をお願いいたします。

環境省： 資料３説明（省略）

松村座長： ありがとうございました。これについて質問・意見等があれば発言をお願いいたします。藤野委員お願いいたします。

藤野委員： どうもありがとうございます。この話、ずっと続けているような気がするんですけども、もうそろそろですね、未実施機関については、「あなたのところはやっていません」ということを所属長に通達すべきタイミングではないかと考えます。また、それが省庁の所管機関であれば、その省庁に対しても、「所管機関の中に未実施の機関があります」ということをしっかり伝えるべきではないかと思います。その際、環境担当者ではなくて、事務次官だったり、それなりの立場の方に伝えないと、環境担当者のところで止まってしまっている段階で、何かごまかされてというか、よく分からないまま止まってしまいうケースもあり得るのではないかと思います。国が率先してやる以上は、しかるべき決定権者に伝えるということが大事ではないかと思います。なぜかという、環境配慮契約法のこういうことができていないところは、多分、設備を更新するとか、別の調達をするときにも、およそライフサイクルコストを見ずに、インシヤルコストの安いもので更新してしまう可能性があります。そうすると、本来であれば断熱性能であるとか、長期的な効果が見込まれるものを十分考えずに、非常に簡単な更新をしてしまうおそれがあり、結果としてエネルギー効率の悪い施設が残ることになります。ですので、こういうことをきっかけにしながら、そうした意識付けも含めて、しっかりやっていくという姿勢を見せる必要があるのではないかと考えます。以上です。

松村座長： ありがとうございました。小川委員、お願いいたします。

小川委員： ありがとうございます。スケジュールの説明のところで、本格導入に向けた説明・普及・周知として、「１年間の移行期間」ということで書かれておりますけれども、先ほどご説明があったように、令和８年度の秋口になると令和９年度の新規契約が動き始めるということであれば、実際には１年間の移行期間というような長い期間が残っているわけではないと思います。ですので、もっと手前の段階からしっかり周知を行って、令和９年度の契約がきちんと進むように対応していただく必要があるのではないかと思います。その点については、くれぐれも「１年間ある」というふうには考えずに進めていただきたいということで、よろしくをお願いしたいと思います。

松村座長： ありがとうございます。他はよろしいですね。では、事務局の方から回答をお願いいたします。

環境省：ありがとうございます。未実施機関に関しましては、藤野委員がおっしゃるとおり、所属長に通達するというのも一つの手とっておりますので、その点は検討したいと思っております。一方で、実際には、どうやればいいのか分からないとか、何らかの困りごとがあって環境配慮契約ができていないというケースもございます。例えば、応札者がいないといった理由も結構ありますので、そういったところについては、担当者に確認することによって、より根本的な問題の解決につながるという面もあるかと思っております。我々としても、手取り足取りという言い方が適切か分かりませんが、伴走しながら支援していくというのも一つのやり方かなと思っております。昨年から、各機関に対して一つ一つフォローアップを行っているところですので、担当者への働きかけと、より上層の所属長への通達という二つのやり方を使い分けながら、フォローアップしていきたいと考えております。また、小川委員がおっしゃったように、「1 年間の移行期間」というと、確かに1年あるので長いという印象になってしまいますけれども、我々としても、周知を行い、十分に理解していただいた上で、秋口から本格的な契約準備に入っていくと考えると、あまり時間はないなという認識でおります。そのため、しっかり契約準備を進めていただけるよう、周知活動については進めていきたいと考えております。

松村座長： ありがとうございます。追加の発言はないでしょうか。それでは、議論も尽きたと思いますので、この辺りで終わらせていただきます。他に発言希望はないようですので、議事進行を事務局にお返しいたします。お願いいたします。

環境省： 松村座長、ありがとうございます。また、委員の皆様には、本日も熱心にご議論いただきましてありがとうございました。本日の議論を踏まえまして、総合評価落札方式の本格導入に向けて、周知や運用の改善といったところも図ってまいりたいと思います。それでは、以上をもちまして、第1回電力専門委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上